

(施策評価表42)

【施策番号Ⅲ-8-①-3】

取組みの方向性	安心を実現する	戦略	【戦略8】障がいのある人が暮らしやすい熊本 ～ともに支え、ともに担う社会をつくります～	主な施策	◆発達障がい児(者)を支援する ～ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援～
			①障がいのある人の暮らしの応援		

1 取組内容	2 主な事業	担当課	H25予算(千円) H24決算(千円)	3 平成24年度の主な成果	4 平成25年度の推進方針・推進状況	5 施策を推進する上での課題	6 今後の方向性				
<p>・発達障がいについて、県民の理解を深めるとともに、市町村と連携して、健診や巡回相談の充実を通じた早期発見・早期療育に努め、気づきから受診、支援にいたるまでの期間の短縮を図りながら、当事者のライフステージ(乳幼児期～就学期～就労期)に応じた切れ目のない総合的な連携・支援体制を構築する。特に、相談・支援体制の強化などにより、申込みから相談(受診)までの待機期間の解消をめざします。</p>	北部／南部発達障がい者支援センター事業	障がい者支援課	43,000	<p>・ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、発達障がい者支援にかかる課題の整理を行い、今後の取り組むべき発達障がいの施策の方向性を明確にした。</p> <p>・1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がいに気づくための問診票及びアドバイスのマニュアルを作成し、保健師のスキルアップにつながった。</p> <p>・小・中学校の特別支援学級の担任経験年数の浅い教員を対象とした基礎講座を16校の特別支援学校で実施し、約420人が受講し専門性向上が図られた。</p> <p>・私立中学・高等学校に対して「私学特別支援相談員」を派遣し、校内研修や支援会議を通じて校内支援体制の充実を図ったことにより教員の専門性が高まった。</p> <p>・教職員対象の研修会及び保護者向けの講演会を開催したことにより、子どもの発達に関する関心の高まりや知識が深まった。</p> <p>・県立こころの医療センターに「こころの思春期外来」を開設したことから、発達障がい児・者を含む思春期患者延べ224人を診察するなど医療体制の整備が進んだ。</p>	<p>・身近な地域での相談支援体制の充実を図るため、県南部地域に発達障がい者支援センターを新設する。</p> <p>・子ども総合療育センターの小児科医を3名から5名に増員することにより、受診待機期間の縮減を図る。</p> <p>・保育士や幼稚園教諭が発達障がいに気づき、園で子育て支援できるためのマニュアルを作成する。</p> <p>・児童生徒の心の健康問題の解決を図るため、研修会や講演会を開催し、公立学校における教職員及び保護者の対応力の向上を図る。</p> <p>・公立学校における発達障がいのある児童生徒に対する指導支援の充実、合理的配慮、移行支援等について研究するため、同一地域にある小、中、高等学校を研究推進校としたモデル事業を展開する。</p> <p>・私立中学・高等学校ごとの校内支援体制の整備を進めるとともに、個別の指導計画の作成を支援する。</p> <p>・「こころの思春期外来」の診療日数や時間の拡充等、診療体制の更なる充実を検討する。</p>	<p>・子ども総合療育センターや発達障がい者支援センターを核とした、地域における相談支援体制の充実・整備を図る必要がある。</p> <p>・保健師や保育士等、乳幼児期に関わる専門職の早期発見・早期支援の資質向上及び保護者に対する子育て支援の充実を図る必要がある。</p> <p>・特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒の増加に対して、通常の学級を含むすべての教員に対する障がいの理解啓発並びに教員の専門性向上及び支援体制の充実が一層必要となっている。</p> <p>・私立中学・高等学校で校内委員会の未設置や特別支援教育コーディネーターの指名のない学校に対する体制整備の支援の充実を図る必要がある。</p> <p>・公立学校において通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等のある児童生徒への支援を充実させる必要がある。</p> <p>・児童生徒の心の健康課題について、教職員や保護者の更なる対応力の向上や、メンタルヘルスに係る問題の早期発見・早期対応の更なる充実を図る必要がある。</p>	<p>・県の関係部署や外部の関係機関と連携を図り、発達障がい者支援について総合的な支援体制の構築を図る。</p> <p>・子ども総合療育センターや発達障がい者支援センター、地域療育センター、その他の相談支援や療育機関を含めた県全体の地域療育支援体制の充実を図る。</p> <p>・申込みから受診までの待機期間の短縮を図る。</p> <p>・保育所、幼稚園での早期気づき・早期支援マニュアルを基に、各園等の現場における早期支援の充実を図る。</p> <p>・H27年度までに発達障がいを早期発見するための問診票を用いた健診を全ての市町村で実施されるよう支援を行う。</p> <p>・すべての私立中学・高等学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画を作成するための支援の充実を図る。</p> <p>・すべての公立学校において、教育上特別な支援が必要な児童生徒に対する有効な個別の教育支援計画が作成され、進級、進学に伴う移行支援体制を整備する。</p> <p>・発達障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えた支援充実のため、推進校として指定した高校による取組みで得られた知見やノウハウを他校へ広め、指導支援の充実を図る。</p> <p>・協議会や支援チーム会議等で課題解決に向けた具体的な施策について検討するとともに、教職員や保護者を対象とした研修会や講演会を実施することで、心の健康課題への対応力の向上を図る。</p>				
	発達障がい者支援センター運営事業		24,575								
	発達障がい児の早期発見・早期支援事業	子ども未来課	1,507 956								
	熊本時習館特別支援相談員派遣事業	私学振興課	6,451 5,390								
	発達障がい支援事業	特別支援教育課	5,578 -								
	子どものこころの健康づくり支援事業	体育保健課	605 460								
	主な施策のまとめ								<p>●ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、発達障がい者支援に係る課題の整理を行い、今後の取り組むべき発達障がいの施策の方向性を明確化。</p> <p>●1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がいに気づくための問診票及びアドバイスのマニュアルを作成し、保健師のスキルアップに寄与。</p>	<p>●子ども総合療育センターや発達障がい者支援センターを核とした、地域の相談支援体制の充実・整備。</p> <p>●保健師や保育士等、乳幼児期に関わる専門職の早期発見・早期支援の資質向上及び保護者に対する子育て支援の充実。</p>	<p>●県の関係部署や外部の関係機関と連携を図り、発達障がい者支援について総合的な支援体制の構築。</p> <p>●子ども総合療育センターや発達障がい者支援センター、地域療育センター、その他の機関を含めた県全体の地域療育支援体制の充実。</p> <p>●申込みから受診までの待機期間の短縮。</p> <p>●保育所、幼稚園での早期気づき・早期支援マニュアルに基づく、各園等の現場での早期支援の充実化。</p>